

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和元年9月30日にサービスを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期限内に申出をお願いいたします。

記

●払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

阪神電気鉄道株式会社

●払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ハープカード

●払戻しの申出期間

令和元年10月1日(火曜日)8時から令和6年9月30日(月曜日)22時

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

●申出の方法

「ハープカード」をお持ちのうえ大阪梅田駅、尼崎駅、甲子園駅、御影駅および神戸三宮駅の各駅長室の係員にお申出ください。

●払戻しの方法

カード残額を現金で払戻します。(手数料は無料です。)

●その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

駅において円滑に払戻しを行うため、1回あたりの払戻し枚数を10枚までとさせていただきます。

事故発生時等の他業務や、払戻しの集中によりお取扱いを一時休止する場合があります。

●払戻しに関する問い合わせ先

〒553-8553 大阪市福島区海老江1丁目1番24号

阪神電気鉄道株式会社 運輸部営業課

電話番号 06-6457-2258(受付時間[平日]9:00~17:00)

URL <https://rail.hanshin.co.jp/>

阪神電気鉄道株式会社

令和元年10月1日